

令和6年度 第7回管理組合理事会 議事録

管理組合理事長 今井 友也

○日 時 令和7年1月18日(土)

○場 所 羽戸山集会所 洋室

○出席者 理事兼建協委員(定数5) 今井、岡本、藤原、牧野、松坂(書記)

監事(定数2) 奥田

建協委員兼理事(定数5) 竹原、柴田、大久保、鳴尾、有川

管理組合法人規約 第8章理事会 第42条に基づき理事会の議事は出席理事等の2/3以上の多数で可決。

1) 報告事項

- 会計より報告はなし。
- 建築協定委員会より報告はなし。
- 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を作成し、税務署への提出を予定している。
- 理事長より司法書士事務所との相談内容が報告された。

①残余財産の処分について

本来は汚染施設維持管理の為にプールされた金銭であるため、その対象となる不動産がなくなった場合、その構成員への返金が妥当となる。

しかし寄附に関しては、法律的には、法人の規則変更(解散、残余財産の処分方法等)を経由することで、町内の関連団体等へ寄附を行う事は可能である。また、残余財産を自治会へ寄附する行為がダメという先例実例は調べたところ見つからない。

しかし、自治会への寄附の際に課税された場合(課税されるか税務署にて確認が必要)、税金が多くなるのであれば寄附への総意も得られない事が予想される。

②管理組合法人の存続について

許認可が前提ではないので当面存続させる事は可能である。

(2024/12/25・2025/1/15)

2) 議題

- 第6回管理組合理事会議事録の確認をし、回覧資料とした。
- 2月に回覧資料を展開することとした。
- 建築協定について、規定の作業を行うだけではなく、新しく住民になる方にも魅力的な街となるような視点で運営を行うことが必要ではないかとの意見が共有された。
- 司法書士事務所との相談内容の報告に基づき、寄付を行うための法人規約変更の可能性に関して議論した。
- 総会議案書の作成に向けて役割分担とスケジュールを確認した。

以上

2025 年 2 月 15 日

組合員各位

シテ・エスポアル宇治黄檗台団地管理組合法人

2024 年度理事長 今井友也

平素より、シテ・エスポアル宇治黄檗台団地管理組合員の皆様にはお世話になっております。

管理組合法人は、団地内の污水处理施設（2002 年 3 月に業務終了）の跡地の地権管理を目的として、2006 年 5 月に法人として設立されました。その後、多くの方々のご尽力のおかげで、2023 年 5 月の通常総会で污水处理施設跡地は宇治市に寄付することが決定され、2023 年 7 月に宇治市への寄付が完了しました。

従いまして管理組合法人は当初の目的を達成した状況にあり、何らかの処遇を進めることが次の課題となっております。今年 2024 年 7 月及び 10 月にも回覧資料を展開しましたが、主に下記の点が懸念事項として挙がっています。

- 管理組合法人解散の場合の預金の処分方法： 組合員への分配、あるいは第三者団体への寄付
- 建築協定運営委員会の運用： 羽戸山では、建築協定運営委員会委員は管理組合に組み込まれて一体となって運営されているため、管理組合法人が解散する場合には、管理組合に依存しない運営が必要

今期の理事会では、法人の残余預金は町内住民の公益のためとなるような寄付により処分する方向性を探ってきました。「収益を上げない『人格のない社団等』への寄付であれば贈与税はかからないであろう」との税務署の見解が得られましたが、法律的地見地によれば、寄付のためには管理組合法人の規約を変更する必要があることが判明しました。

そこで今年 5 月に開催の総会において、規約の変更を議案の一つとして提案いたします。規約の変更は、規約第 37 条第 1 項に基づき、総会の議事として、組合員及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数決により決める必要がある重要な案件です。組合員の皆様には積極的に総会での議決権を行使していただきますよう、理事一同を代表してお願いいたします。

以上